

令和2年

第12回大磯町農業委員会総会会議録

日時 令和2年12月23日 午後1時50分から

場所 保健センター2階 研修室

1 出席委員

1番 西 方 敬

9番 竹 内 浩

2番 柳 田 三千夫

10番 近 藤 剛 司

3番 二 宮 賢 一

5番 野 崎 健 一

6番 今 井 正

13番 安 池 雅 美

7番 福 島 啓

15番 青 木 貞 治

8番 吉 川 京 男

2 欠席委員

11番 鈴木 洋 有、12番 石 井 雅 浩、16番 戸 塚 昭 雄
守 屋 正 三

3 遅刻委員

1番 西 方 敬

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 川 克 己 柏 木 博 吉 川 正

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人

書 記 柏木 しのぶ

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第24号 農地法第3条の規定による許可について

議案第25号 農地法第5条の規定による許可について

議案第26号 農地利用集積計画書の決定について

議案第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて

議案第28号 非農地証明書交付申請の承認について

報告第1号 農地法第3条の3の規定に係る届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出
について

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は１１名で、定足数に達しておりますので令和２年第１２回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、戸塚会長他３名より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第１８条第１項の規定により、６番今井正委員と７番福島啓委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第２の議案第２４号「農地法第３条の規定による許可について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第２４号は議案書１ページの１件でございます。場所につきましては総会資料の１ページをご覧ください。

事務局 《議案第２４号１番を朗読・説明》

書記 議案第２４号１番につきましては、公道脇の小さな農地を隣接農地の所有農家が購入するものです。当該農地を所有権移転することで、譲渡人も譲受人も効率的な営農が図られると考えられます。

なお、１２月１４日に西方会長職務代理者、国府本郷地区担当の吉川推進委員及び事務局２名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第２４号１番につきましては現地調査をお願いした国府本郷地区担当の吉川推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（吉川） 推進委員の吉川です。議案第２４号１番の農地について、１２月１４日に西方会長職務代理者と私と事務局２名で現地確認を行いました。

当該農地は公道脇の小さな農地なので、譲渡人は農地を売却することで、また、譲受人は農地を一体として利用することで効率的な営農が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、双方の営農の効率化が図られるとのことです。

それでは、議案第24号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第24号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第24号1番は原案とおり決定いたしました。

続きまして議案第25号について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」は議案書2ページから3ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の2ページをご覧ください。

事務局 《議案第25号1番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯の万田道沿いに位置する15筆の農振農用地で、耕作放棄地となっている農地の有効利用のため農地造成により田を畑に転用するものです。9月の農業委員会総会で審議しました農地造成と同様、転用後は牧草畑として町内の肉牛農家に賃貸借する予定になっています。

また、計画内容から土盛りの高さは1m未満となっていますので、周辺の農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

なお、12月14日に西方会長職務代理者と西小磯地区担当の柳田委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第25号1番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第25号1番の農地について、12月14日に西方会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地を農地造成により水田から畑に転用し、農家に賃貸借することで、農地の

遊休化防止と有効利用が図られ、地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。農地の遊休化防止と有効利用が図られるだけでなく、地域の農業振興が図られるとのことでした。

それでは議案第25号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第25号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第25号1番は原案とおり決定いたしました。
以上で議案第25号を終わります。

議長 次に、議案第26号「農用地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第26号「農用地利用集積計画書の決定について」は、議案書4ページから5ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。
大磯町長より令和2年12月10日付けで農地利利用集積計画の決定を求められています。

事務局 《議案第26号1番を朗読・説明》

書記 議案第26号1番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

借り手は、虫窪地区で新規就農した農家で、農地の集積により効率的な営農が図られると考えられます。

なお、12月14日に西方会長職務代理者、虫窪地区担当の二宮委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第26号1番につきましては現地調査をお願いした虫窪地区担当の二宮委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3番委員（二宮） 3番二宮です。議案第26号1番の農地について、12月14日に西方会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地は、所有者の酪農家が飼料畑として使用していた農地で、廃業により遊休農地となっていますが、農家が借りることで農地の有効利用と遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の有効利用と遊休化防止が図られるとのことでした。

では議案第26号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第26号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第26号1番は原案とおりに決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第27号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第27号1番「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」は議案書6ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の4ページから6ページをご覧ください。

事務局 《議案第27号1番を朗読・説明》

書記 本議案の証明願いは、農地を相続で取得した人が相続税の納税猶予を受けるため申請するもので、申請者が適格者要件に該当するかどうかを農業委員会で判断し証明書を交付します。確認事項は申請農地が適正に耕作されているかを確認しますが、一般的には「納税猶予の入りの確認」と言われるものです。

なお、12月14日に西方会長職務代理者、国府本郷及び国府新宿担当の吉川推進委員及び事務局2名で当該農地について現地確認を実施し、適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございました。議案第27号1番につきましては現地調査をお願いした国府本郷及び国府新宿担当の吉川推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（吉川） 推進委員の吉川です。議案第２７号１番の農地について、１２月１４日に西方会長職務代理者と私と事務局２名で現地確認を行いました。

申請者は、主に洋ランを栽培している農家で、市街化区域の畑７筆と市街化調整区域の田畑６筆のすべての農地が適正に耕作されていることを確認しました。

議長 ありがとうございます。農地は適正に耕作されているということです。

ただ今の議案第２７号１番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第２７号１番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第２７号１番は原案とおりの決定いたします。

議長 次に、議案第２８号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第２８号１番「非農地証明交付申請の承認について」は、議案書７ページの１件でございます。場所につきましては総会資料の７ページをご覧ください。

《議案第２８号１番を朗読》

書記 議案第２８号１番につきましては、非農地証明についての審議事項でございます。非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（平成２４年８月１日施行）に基づき、指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

当該農地は、昭和３３年に親族が購入した畑ですが、線引き以前から山林化しており、農地性はなく、かつ、違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、議案第２８号１番につきましては、１２月１４日に西方会長職務代理者と、大磯地区担当の安池委員と事務局２名で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。議案第２８号１番につきましては、現地調査をお願いした安池委員から説明をお願いいたします。

13番委員（安池） 13番安池です。議案第28号1番の農地について、12月14日に西方会長職務代理者と私及び事務局2名で現地調査を行いました。

当該農地は急斜面地で耕作には適さず、現在は山林化して農地性がない状況であることを確認しました。また、非農地とすることによる周辺の農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の運用指針に基づき非農地に該当することです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第28号1番について申請のありました1筆について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第28号1番は申請のありました1筆について非農地証明を交付することに決定いたしました。

議長 次に、報告第1号の「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号の「農地法第3条の3の規定による受理通知書」については、議案書8ページから10ページの6件でございます。

事務局 《報告第1号1番から6番を朗読》

書記 報告第1号1番から6番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番から6番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきまして、議案書11ページの3件でございます。場所につきましては総会資料の8ページから10ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番から3番を朗読》

書記 報告第2号1番から3番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和2年第12回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時28分)